

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

神奈川県私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、令和7年度は国・県ともに増額され、特に私立高校の額は国基準額に達することができた。神奈川県私立高校生への授業料補助額の上限である46万8,000円は、年収750万円未満世帯まで拡大したが、一方、多子家庭（23歳未満の子ども3人以上）に対しては年収910万円未満の世帯までと現状維持のままだった。

しかし、増額されたとはいえ、神奈川県経常費補助は、高校と幼稚園を除き小学校と中学校は未だ国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計）に達していない。また、少子化に伴い、今後中学卒業生数が減っていくという見通しも、私立高校に財政的な不安を与えており、生徒数の減少に対し教育条件を向上させる特別な措置が求められている。さらに、授業料補助は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設設備費等の負担額が年間約28万円残されている。

近代私学発祥の地、神奈川県私立学校は、各校が健学の精神に基づき、切磋琢磨して特色のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しており、神奈川県の教育を支える担い手としての役割を果たし続けている。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における重要課題であるとする。

憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づき、私学助成の一層の充実を図るため、令和8年度予算において私学助成の拡充を求めることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日

神奈川県知事 殿

神奈川県愛甲郡愛川町

議会議長 山 中 正 樹